平成３０年（フ）第６５１号
北海道江別市元町11番地の１　中央団地Ｂ903
債務者　佐藤　誠二
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６１号
札幌市南区澄川５条３丁目３番５号　メゾンエクレーレ澄川305号、住民票上の住所札幌市南区常盤３条２丁目11番２号
債務者　藤井　剛
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６７号
札幌市手稲区稲穂４条７丁目９番20号　ロイヤルコート４．７－301号
債務者　須藤日出雄
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６８号
札幌市手稲区稲穂４条７丁目９番20号　ロイヤルコート４．７－301号
債務者　須藤とみ子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７５号
札幌市南区澄川１条３丁目４番１号　シュヴェール澄川１号
債務者　角田　幸也
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８８号
盛岡市南青山町13番６号　コーポ牧103号
債務者　中塚　由佳
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１１０号
盛岡市東新庄１丁目６番７号
債務者　寺崎　利昭
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５９号
群馬県高崎市箕郷町下芝422番地４
債務者　井上　吉未
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第９２号
群馬県高崎市鼻高町44番地３
債務者　髙橋　和明
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４６７号
さいたま市中央区円阿弥７丁目３番23号
債務者　渡邊　康代
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９８号
埼玉県春日部市西金野井67番地28
債務者　増田あき子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目26番地９　コーポ田中Ⅱ　103
債務者　小谷野利夫
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５０号
岐阜市芥見南山３丁目２番36号　（ピープルスカイＢ棟202号室）
債務者　大平　朱李
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１０８号
静岡県三島市長伏263番地の10
債務者　相磯　綾乃
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１０９号
静岡県御殿場市山之尻1202番地の２　コーポ246　206
債務者　岩井　和孝
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２０９号
名古屋市緑区大高町字己新田21番地の１
債務者　矢坂　公威
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４６号
愛知県春日井市大泉寺町1007番地27　グランツアイ101号
債務者　小屋敷美雪
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部